

仙台国際センター大ホールでの飲食実施について  
(2020年4月1日以降より適用)

### 1. 利用規程

仙台国際センター大ホール内での飲食は原則禁止となります。しかしながら、プログラムや催事の特性上で飲食が必須であり、かつ下記の要件を満たす場合には、申請書をご提出の上、当館審査でご利用が可能となった場合にのみ、飲食利用ができますので御案内申し上げます。

### 2. 事前提出資料について

下記の資料について、最低でも利用1ヶ月前までご提出頂き、事前審査を受けてください。それ以降につきましては、各種調整の関係上、飲食提供をお断りする場合がございます。予めご了承ください。

- ・催事概要（催事詳細内容）
- ・飲食が必須であることを示すプログラム案や会場使用計画案
- ・飲食内容や発注先（予定）がわかる資料

### 3. 飲食可否の判断について

下記の内容を全て満たしており、かつ当日も遵守できることが要件となります。

#### <飲食取扱の要件>

- ① 国際会議、全国的な学術会議、その他の全国的な会議
- ② 会議棟 全棟（大ホール、大会議室、中会議室、小会議室、展示レセプションホールの全て）を同日に使用し、借り上げる場合
- ③ 会議棟 全棟で大ホールをのぞく他会議室のみ（大会議室、中会議室、小会議室、展示レセプションホールの全て）では飲食会場が不足となる場合で、かつセンター内での食事場所確保が必要不可欠な場合
- ④ 飲食の種類は昼食、もしくはその他の時間帯の軽食とし、いずれも一定時間を区切ったの利用に限ることとする。
- ⑤ 弁当もしくはサンドイッチ類などのパッケージされたもので、かつ匂いなどが残りにくいものとし、こぼれやすい液状の食材は避けること。さらにソースや醤油などの液体調味料（ゲル状、ゾル状のものを含む）が添付されていないものとする。
- ⑥ 飲み物はパック等のお茶もしくは水とし、落下したときなどにもこぼれにくい形状のものとする。
- ⑦ 飲み物はこぼれた際にもしみなどにならないよう、糖類が入ったものや色の濃いものは避けること。
- ⑧ 飲食可能な範囲の座席は前方のフラット部分の412席のみとし、後方階段席は飲食での利用は行わないこと。 ※紐やロープで後方階段席への進入を防ぐなど進入禁止の対策を主催者でとること。
- ⑨ 主催者係員を配置し、飲食時の遵守事項の管理を行うとともに、終了時にごみの回収を行うこと。また、主催者においても遵守事項を利用者へ周知すること。
- ⑩ 催事最終日は17時までには本番終了の上、客席に観客がいない状態とし、特別清掃を実施する時間を確保すること。
- ⑪ 特別清掃は仙台国際センターに依頼すること。（特別清掃時間は3時間程度とする）
- ⑫ 実施にあたっては、仙台国際センターの指示に従うこと。なお、仙台国際センターにおいて催事内容を確認し、必要に応じて個別に条件設定を行う場合も、その条件を満たすこと。
- ⑬ 飲食の実施において発生しうる全ての事項について、仙台国際センターに一切責任を求めないこと。

#### 4. 特別清掃について

特別清掃については、別途特別清掃費をもって仙台国際センターにて実施させていただきます。なお、ご請求は事後に附帯設備利用料と共にご請求させていただきます。

#### 5. 主催者の損害賠償について

大ホールには様々な舞台機構、機材関係、布張りの客席、等がございます。飲食等によりそれらが破損・汚損いたしますと、貸出不可となる事態もございます。

飲食を実施したことにより汚損、破損が発生した場合、またそれに伴う第3者への損害が発生した場合は、主催者負担により修繕や修復、弁償となり、主催者様にて責任を負うこととなりますので、ご留意頂きますようお願い申し上げます。

#### 6. 仙台国際センターによる飲食受注について

大ホールの損傷や汚損等の状況から、2021年4月より大ホールの飲食利用規程が変更となります。以下、必ずご確認ください、ご発注をお願い申し上げます。

**現行規定) 発注先：仙台国際センター飲食登録企業のみ**

↓

**変更規定) 発注先：(仮称) サービスカウンターのみ**

\* 変更日：2021年4月より上記変更規定にて開始いたします。

\* なお、2020年度につきましてもサービス開始次第、(仮称) サービスカウンターにて発注をお受け付けいたします。

\* 上記発注規定については大ホール内で提供される飲食全ての内容です。

#### 7. 飲食許可取消、および提供の中止について

- ・飲食承認後、プログラム変更により上記要件を満たさない場合は、承認取り消しとなります。ご注意ください。
- ・事前に承認を受けた内容と実施内容が異なる場合には、その行為の一部または全部を禁止いたします。
- ・前項により飲食の実施が禁止された場合の損害については、一切補償しません。

#### 8. その他

その他の事項については、仙台国際センターと協議の上、決定いたします。